

振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について

尾 田 清 貴

1. 特殊詐欺の現状
2. 平成二七年上半期の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の全国、及び一都三県の発生状況
3. 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の埼玉県内の被害発生状況
4. 特殊詐欺の被害金交付形態別に見えてくる特徴
5. 特殊詐欺、とりわけ振り込め詐欺を防止するための対策について

高齢者を対象とした犯罪の中で近年増加傾向が顕著であることから、国、都道府県、その他の自治体、及び関係民間団体が様々な対策を講じてきているが、平成二七年も昨年と同程度か、場合によっては被害認知件数・被害額が上回る可能性も予測されることから、特殊詐欺、とりわけ振り込め詐欺を防止するために、官民はどの様に連携すべきか検討を始めた時、埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課から平成二七年度「埼玉県特殊詐欺撲滅官民合同会

振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について（尾田）

議」での講演依頼を受けたことを契機に、振り込め詐欺の現状を分析・検討を進めてきた。

本講は、平成二十七年一〇月一四日の講演資料に加筆修正を加えたものであり、統計数値については、生活安全企画課からの提供を受け、分析を加えて、官民がそれぞれの分野でどのような活動を進めることが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防ぐことに繋がるかについて、若干の提案を試みるものである。

1. 特殊詐欺の現状

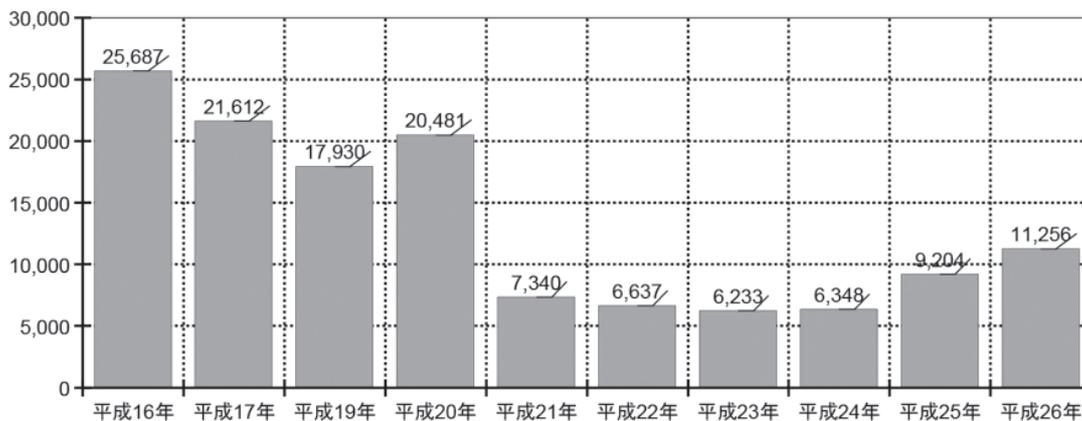
平成二十二年に前年比一三、一四一件減少し七、三四〇件と約三分の一に減少した振り込め詐欺の認知件数は、翌平成二十二年の六、八八八件を底に、増加を続け、平成二十六年には、一三、三九二件となっている（表1）。また、被害総額で見ると、平成二十二年に九五・八億円に減少した被害総額は、その後増加の一途をたどり、平成二十六年には、三七九・八億円と過去最高にまで増加してきている（表2）。

これを振り込め詐欺以外の特殊詐欺を合わせた特殊詐欺全体の認知件数・被害額で見ると、認知件数は、前年比一、三九四件増の一三、三九二件、被害額では、前年比七六億円増の五六五・五億円と過去最高を記録している（表3）。

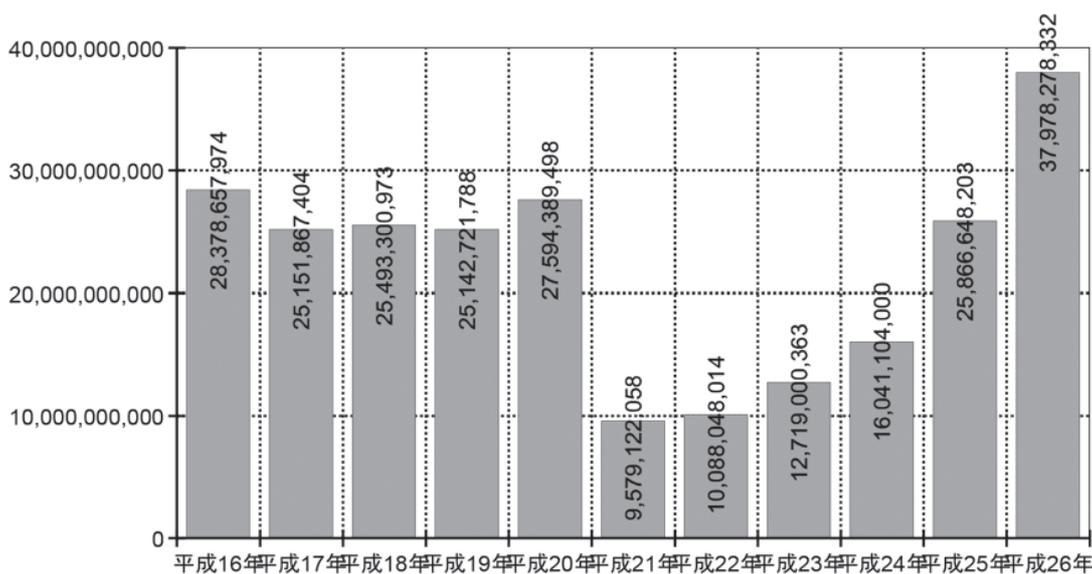
平成二十六年における全財産犯の現金被害額、約一、一三〇億円の五〇％以上を占めるに至っている。また、平成二十六年の検挙人員は、前年比二二一人増の一、九八五人で、平成二十二年以降、最多となっている（表3）。この内、「だまされた振り込め詐欺」による受け子等の検挙人員が、前年比七一人増の八五一人となっている。

平成二十二年に激減した背景には、振り込め詐欺を防止するための法制度が制定・運用されたことがある。以下は、

（表 1）振り込め詐欺の認知件数の推移



（表 2）振り込め詐欺の被害額の推移



① 主要な三つの法律である。⁽¹⁾

① 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（二〇〇五年（平成一七年）四月法律第三一号）」

この法律は、役務提供契約に係る通信可能端末設備等（通話可能な携帯電話など）を他人に譲渡しようとする場合は、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者（電話会社）の承諾を得なければならないことを規定し、加重類型として、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した場合を重く処罰しており、翌二〇〇六年（平成一八年）四月一

(表3) 特殊詐欺の任地・検挙状況の推移 (平成16年～26年)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
認知件数						
内既遂						
振り込め詐欺	25,687	21,612	19,020	17,930	20,481	7,340
内既遂	20,194	19,840	18,662	17,671	20,124	7,156
その他の特殊詐欺						
内既遂						
被害総額						
内振り込め詐欺	28,378,657,974	25,151,867,404	25,493,300,973	25,142,721,788	27,594,389,498	9,579,122,058
内その他の特殊詐欺						
検挙件数						
内振り込め詐欺	1,305	2,539	2,974	3,079	4,400	5,669
内その他の特殊詐欺						
検挙人員						
内振り込め詐欺	546	819	761	454	699	965
内その他の特殊詐欺						

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認知件数	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392
内既遂	6,718	6,939	8,132	11,161	12,444
振り込め詐欺	6,637	6,233	6,348	9,204	11,256
内既遂	6,469	5,964	5,902	8,473	10,398
その他の特殊詐欺	251	983	2,345	2,794	2,136
内既遂	249	975	2,230	2,688	2,040
被害総額	11,247,278,665	20,404,305,829	36,436,112,888	48,949,490,349	56,550,685,877
内振り込め詐欺	10,088,048,014	12,719,000,363	16,041,104,000	25,866,648,203	37,978,278,332
内その他の特殊詐欺	1,159,230,651	7,685,305,466	20,395,006,888	23,082,842,146	18,572,407,545
検挙件数		2,556	2,990	3,419	3,252
内振り込め詐欺	6,189	2,419	2,313	2,519	2,351
内その他の特殊詐欺		137	877	900	901
検挙人員		923	1,523	1,774	1,985
内振り込め詐欺	686	775	1,029	1,213	1,486
内その他の特殊詐欺		148	495	661	499

日から施行されている。

二〇〇八年（平成二〇年）六月一日には、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成二〇年法第七六号）」として、法律の改正が行われた。改正法では、貸与業者に対して、契約時の本人確認、貸与時本人確認及び本人確認についての記録の作成・保存を求めている。^②

② 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九年法律第二二号）

この法律は、「振り込め詐欺（恐喝）」事件などに他人名義の預金口座等が悪用されていることから、その不正な利用を防止するため、二〇〇七年（平成一九年）に制定された法律で、口座を譲り渡す行為、口座を譲り受ける行為、又はこれを勧誘するなどの行為を処罰の対象としている。また、加重類型として、譲り渡す行為等を業として行った場合を重く処罰している。

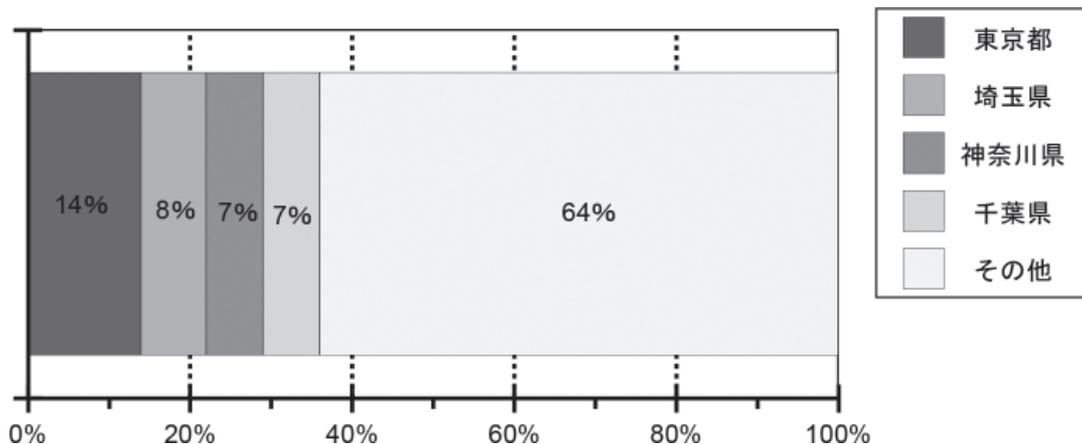
③ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成一九年法律第一三三三号）

この法律（振り込め詐欺救済法）は、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図るために制定され、二〇〇八年（平成二〇年）六月二日から施行されている。具体的な犯罪利用口座は、預金保険機構からインターネットを利用し、^③て順次、公告されている。

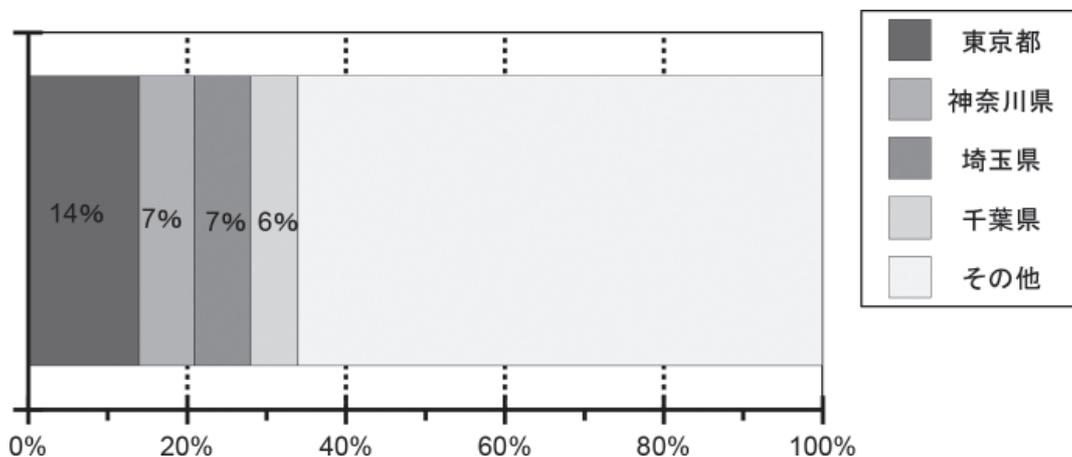
また、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」と言う）をはじめとする金融機関各社の取り組み、地方自治体を含む官民共同による取り組みも功を奏したものと思われる。

しかしながら、その後の振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺は増加の一途をたどり、現在に至っている。

(表4) 平成27年上半期の特殊詐欺認知件数総数



(表5) 平成27年上半期の被害総額



2. 平成二七年上半期の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の全国、及び一都三県の発生状況

特殊詐欺の認知件数は、平成二七年上半期では、前年比八五二件増の七、〇〇七件で、一都三県で二六%を占めていた(表4)。

特殊詐欺の被害総額は、平成二七年上半期では、前年比約三三億円減の約二二七億円で、一都三県で三四%を占めていた(表5)。

平成一六年以降二二年までは、振り込め詐欺に焦点が当たっていたが、振り込め詐欺以外の類似の詐欺類型を含めた、「面識のない特定の者に対して、電話そ

他の通信手段を用いて、預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺」を特殊詐欺として警察庁以下、全国の各警察本部では対応に当たってきている。しかし、現状は前出の表(4)でも明らかのように、増加の一途をたどっており、警察庁では、振り込み詐欺四類型と振り込み詐欺以外の類似四類型を平成二七年に入り、新たに重点三類型として定め、対応の強化に努めている。

特殊詐欺の類型は、振り込み詐欺と振り込み詐欺以外のものからなっている。

振り込み詐欺

- ① オレオレ詐欺
- ② 架空請求詐欺
- ③ 還付金請求詐欺
- ④ 融資保証金詐欺

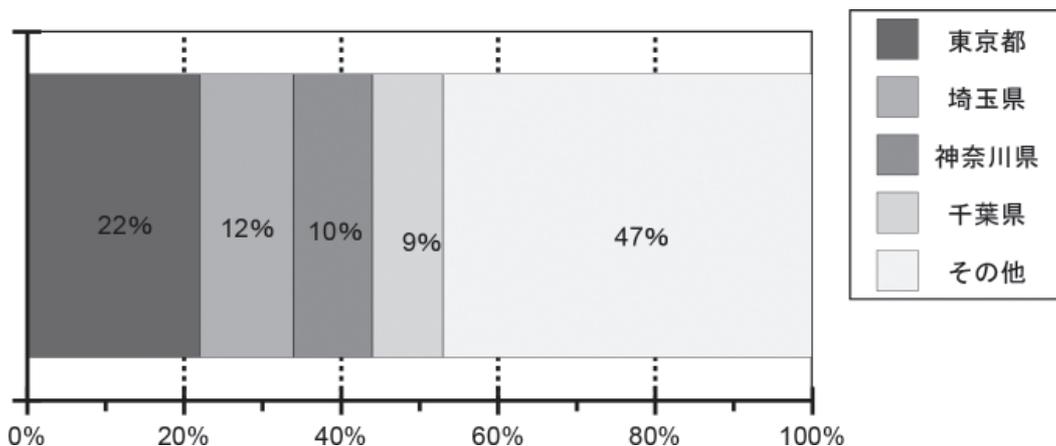
振り込み詐欺以外

- ① 金融商品等取引名目
- ② ギャンブル必勝法情報提供名目
- ③ 異性との交際斡旋名目
- ④ その他

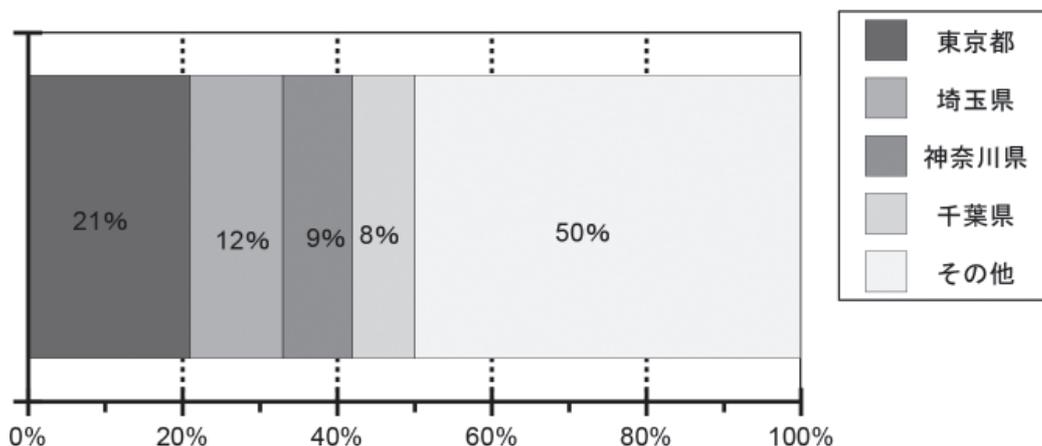
すなわち、欺罔手段が酷似している上、高齢者の資産を標的とする極めて悪質な類型であるという共通点から、「金融商品等」取引名目詐欺」とこれに類似した「架空請求詐欺」を統合し、新たに「金融商品詐欺」とし、次の三

振り込み詐欺の防止に向けた官民共同対策について(尾田)

（表6）オレオレ詐欺の認知件数



（表7）オレオレ詐欺の、平成27年上半期の被害総額



類型を「重点三類型」として対応を強化するに至っている。

- ① オレオレ詐欺
- ② 還付金詐欺
- ③ 金融商品詐欺

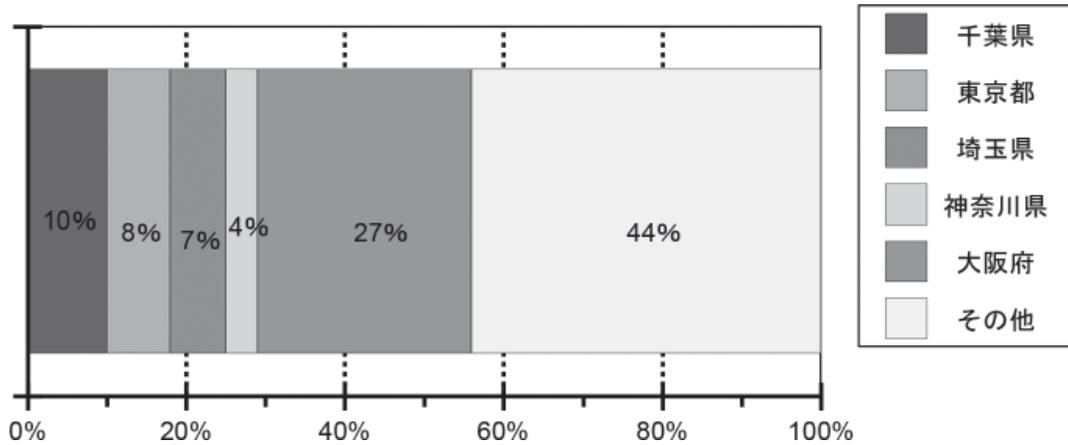
以下では、重点三類型の内、「オレオレ詐欺」と「還付金等詐欺」を中心に現状を概観することにする。

オレオレ詐欺の認知件数は、平成二七年上半期では、全国で三、〇四一件で、一都三県で五三%を占めていた（表6）。

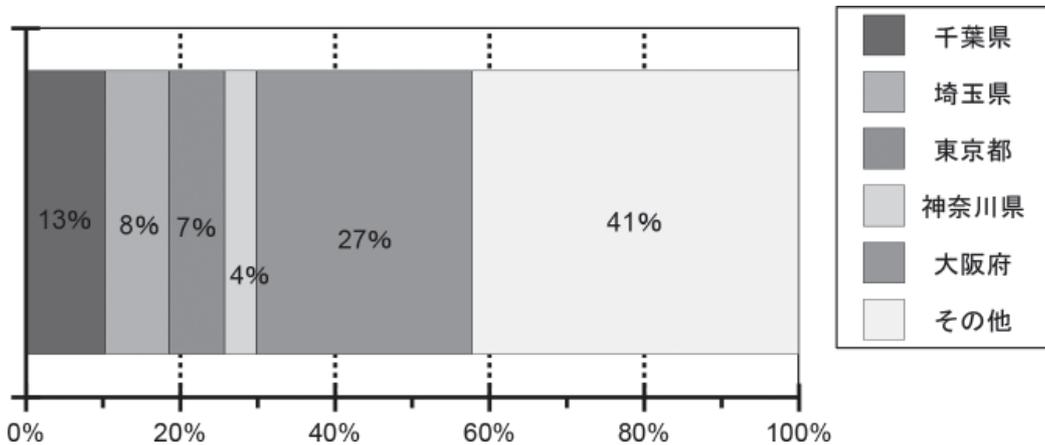
オレオレ詐欺の被害総額は、平成二七年上半期では、全国で約八六億円で、一都三県で五〇%を占めていた（表7）。

還付金等詐欺の認知件数は、平成二七年上半期では、全国で一、一四四件で、大阪府が二七%で最も多く、一都三県を合わせ

(表 8) 還付金等詐欺の平成27年度上半期の認知件数



(表 9) 還付金等詐欺の平成27年上半期の被害総額



振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について (尾田)

た割合が二九%であった(表8)。

オレオレ詐欺等に比し、還付金等詐欺の認知件数・被害額が大阪府で多いことの背景には、大阪という土地が有する社会・文化的な背景があるのではないだろうか。例えば、商人の街として発展してきたこと等が、若干の投資が必要でも得られるものがある場合には、その機会に掛けるが、一方的な支出には慎重になる、言ってみるならば、大阪人気質とでも言えるものが作用している可能性はある。この点に関しては、各地域の特性と被害の関係を分析・検討する価値はあろう。例えば、消費者詐欺は、九州地域で生まれ、大阪を中心とした関西圏で洗練され、関東以北に拡大していったという事案がかって大きな社会問題ともなったことがある⁽⁴⁾。

還付金等詐欺の被害総額は、平成二七年上半期では、全国で約一二億円で、大阪府が二七%と最も多く、一都三県を併せて割合が三二%であった（表9）。

架空請求詐欺の認知件数は、平成二七年上半期では、全国で一、九五四件で、一都三県を合わせた割合が三二%、振り込め類似詐欺の認知件数は、同じく全国で六一二件で、一都三県を合わせた割合が一八%と、全国的に発生している状況にある。

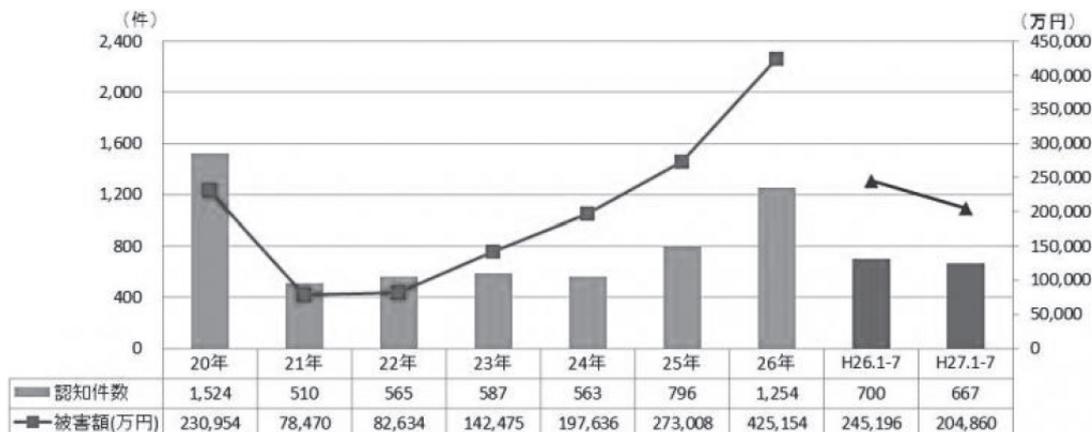
3. 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の埼玉県内の被害発生状況

平成二六年中の特殊詐欺の認知件数は、前年比四五八件増の一、二五四件で、被害額は、前年比約一五億二千万円強増の、約四二億五千万円を超えている。今年一月～七月までの認知件数では、前年比三三三件減の六六七件で、被害額も約四億減の二〇億四、八六〇万円と減少しているものの、予断を許さない状況にある（表10）。

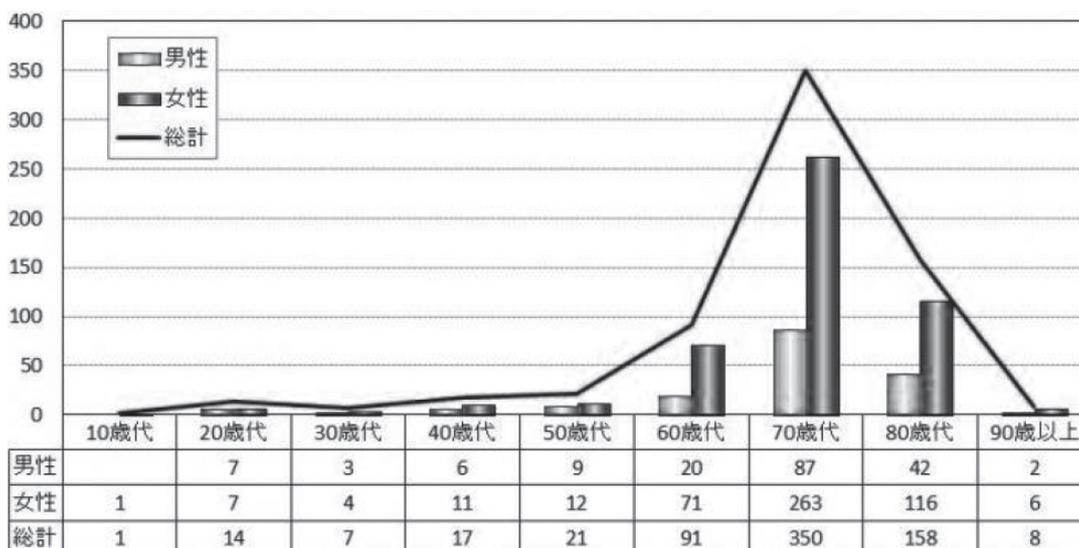
被害者の性別・年齢別特徴としては、被害者の七三・六%を女性が占め、七〇歳代の女性が全体の三九・四%を占めて多くなっている。七〇・八〇歳代の女性では、全体の五六・八%と約六割程度を占めており、この傾向は、オレオレ詐欺と言われていた当時と余り変わっていない（表11）。

振り込め詐欺被害者の年齢別被害状況（平成二七年一月～七月末）

(表10) 埼玉県内の特殊詐欺の認知件数・被害金額の推移



(表11) 埼玉県内の特殊詐欺被害者の年齢・性別 (平成27年1月～7月末)

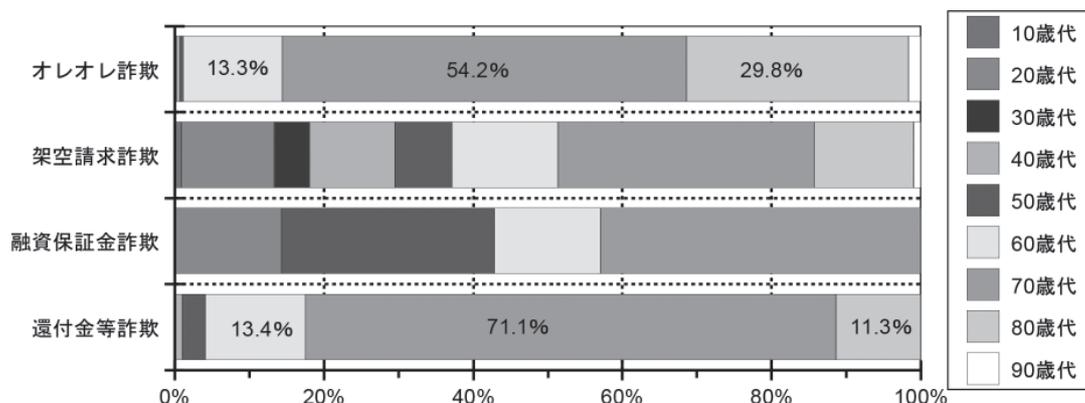


オレオレ詐欺の被害者は、六〇歳以上が九八・八%を占め、その内訳は七〇歳代が五四・二%、八〇歳代が二九・八%、六〇歳代が二三・三%であった。

還付金等詐欺では、六〇歳以上が九五・九%を占め、その内訳は七〇歳代が七一・一%、六〇歳代が一三・四%、八〇歳代が一・三%であった。還付金等詐欺において、高齢者が被害に遭う背景には、将来への経済的不安を少しでも軽減したいとの思いから、医療費の還付金や、保険金の支払い等が得られるのなら、少しでも蓄えの足しになるとの思いが強いものと推察される⁽⁵⁾。高齢者の老後の生活に対する不安を狙った悪

		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代
振り込め詐欺	オレオレ詐欺			1	2	2	57	233	128	7
	架空請求詐欺	1	13	5	12	8	15	36	14	1
	融資保証金詐欺		1			2	1	3		
	還付金等詐欺				1	3	13	69	11	
その他の特殊詐欺				1	2	6	5	9	5	
特殊詐欺		1	14	7	17	21	91	350	158	8

(表12) 振り込め詐欺の年代別被害発生状況



質な詐欺である。

なお、特殊詐欺全体で被害者の性別を見ると、七三・六パーセントが女性であった(表12)。

埼玉県内の特殊詐欺の市区町村別被害発生状況(表13)と振り込め詐欺の被害発生状況(表14)を平成二六年の上位一六市区町村で見ると、川口市以外は住民の流入の比較的少ない地域が上位に見受けられる。

若い世帯と同居しているか否かを問わず、比較的高齢者世帯が多い地域が狙われているとみることできる。

下半期も上位三市を重点的に特殊詐欺被害防止地域として官民で様々な取り組みがなされている。各市の最寄りの公共交通機関の駅頭でのキャンペーン等が一例としてあげられる。

(表13) 特殊詐欺の市町村別被害発生状況

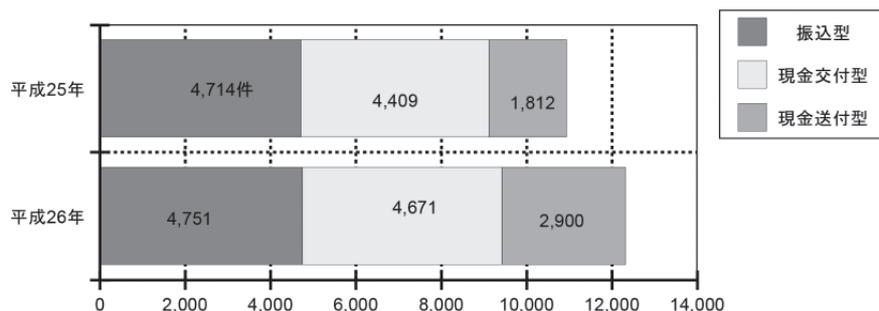
	平成26年		平成27年1月～7月末	
	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)
川口市	74	25,198	47	15,975
川越市	72	20,584	38	16,369
越谷市	59	31,624	31	10,329
上尾市	51	13,083	20	7,484
春日部市	50	15,961	36	7,244
所沢市	48	24,156	29	15,506
熊谷市	44	13,289	19	2,462
草加市	41	14,243	20	6,383
久喜市	39	16,365	15	3,241
大宮区	39	16,765	17	4,148
見沼区	35	12,526	16	5,277
深谷市	31	9,464	7	1,998
狭山市	29	8,518	17	3,911
新座市	28	10,925	16	3,005
入間市	27	7,570	18	3,761
岩槻区	27	11,723	17	8,372

(表14) 振り込み詐欺の市町村別被害発生状況

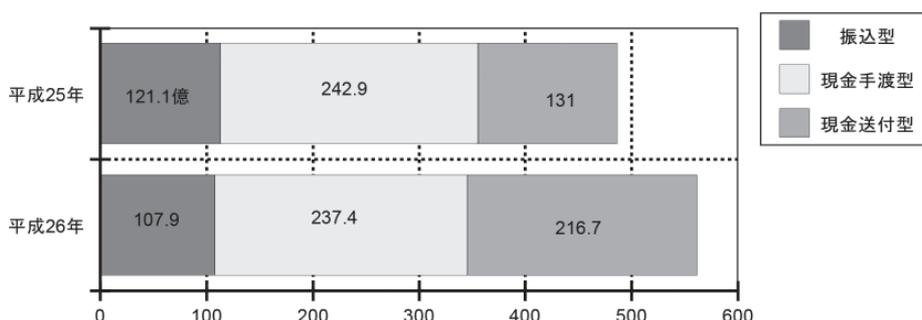
	平成26年		平成27年1月～7月末	
	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)
川口市	69	21,448	47	15,975
川越市	66	14,558	37	16,109
越谷市	51	13,503	30	9,349
春日部市	47	14,828	34	6,876
上尾市	45	8,863	18	3,881
所沢市	42	17,171	28	9,706
熊谷市	41	11,449	17	2,280
草加市	37	13,626	20	6,383
久喜市	36	12,413	14	3,041
大宮区	35	10,762	17	4,148
見沼区	33	10,514	16	5,277
深谷市	29	9,364	6	1,627
狭山市	26	7,786	17	3,911
入間市	26	6,070	18	3,761
新座市	26	7,775	16	3,005
北区	26	5,474	13	2,927

振り込み詐欺の防止に向けた官民共同対策について
(尾田)

(表15) 被害金交付形態別認知件数 (既遂)



(表16) 交付形態別被害額



4. 特殊詐欺の被害金交付形態別に見えてくる特徴

1) 全国の特種詐欺の被害金交付形態別の認知件数・被害額

平成二六年度では、現金送付型認知件数は、前年比一、〇八八件増の二、九〇〇件で、被害額は、前年比八五・七億円増の約二二六・七億円と急増している(表15)。

現金送付型の被害の特徴は、一件当たりの被害金額が約七四七万円と、振込型の約二二七万円、交付型の約五〇八万円に比し、極めて高額である(表16)。

この背景には、ATMの一日当たりの利用限度額が、制限を受けていることがあると思われるが、今後の問題として、生体(身体)認証カードによる引き出し・振り込み可能額の拡大による、被害額の増加も懸念される(表17)。

現金交付(手渡し)型の場合には、受け子が被害者宅を訪問する必要があることから、『だまされたふり作戦』に

(表17) 各銀行のキャッシュカードでの引出し・振込み限度額 (万円) 一覧

		引き出し	振り込み
三菱東京	キャッシュカード	50	100
UFJ	IC・生体 (身体) 認証	100	200
三井住友	キャッシュカード	50	100
	IC・生体 (身体) 認証	1,000	1,000
みずほ	キャッシュカード	50	100
	IC・生体 (身体) 認証	100	200
りそな 埼玉りそな	キャッシュカード	50	150
	IC・生体 (身体) 認証	500	500
郵便局	キャッシュカード	50	50
	IC・生体 (身体) 認証	1,000	1,000

よって受け子が逮捕される危険が増加したことに伴い、自宅に受取に行けなくなったことから、最近では「都府県内の〇〇駅まで、お金を持ってきて欲しい」、「タクシーに乗ってくれば、運転手に場所を教えるから、携帯電話・スマートフォンを運転手に渡して」、等と指示を出し、指定の場所に行くと代理の者が現れ、手渡しするという形態が増えてきている。

予兆電話

現金要求

手渡し・送付

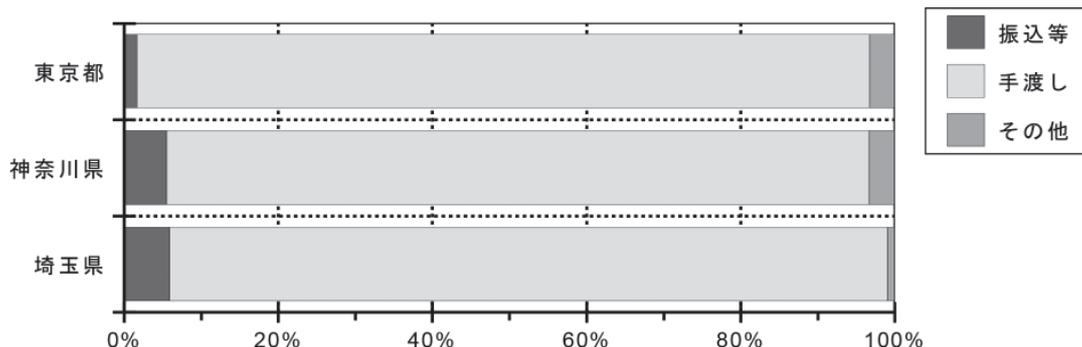
また、引き出し、及び振り込みに際して、各金融機関における取り組みの強化の影響も有り、近年では、いわゆる『タンス預金』が狙われるケースも増加傾向にある。

還付金等詐欺では、市役所等の公的機関や金融機関の職員を名乗って、ATM (無人・店舗外) に誘導し、携帯電話やスマートフォンでATMの操作を指示するのが一般的である。例えば、「医療費の還付金がある」、「保険料の過払い金がある」等と伝え、「今日中ならATMで手続きができます」、「携帯電話とキャッシュカードを持ってATMに行ってください」そして「ATMに着いたら、電話して下さい」、「取引

オレオレ詐欺の交付形態（平成27年上半年期）

	振込等	手渡し	その他
東京都	1.7	95.0	3.2
神奈川県	5.5	91.1	3.3
埼玉県	5.9	93.1	0.9

（表18）オレオレ詐欺の交付形態



明細書は破り捨てて下さい」等とする事案が多くなっている。

2) 交付形態別認知件数（一都三県）

ATM等からの振込型に関しては、全国的な傾向と同様に減少しているが、現金交付型を含む現金手渡し型が九〇%以上を占めて多くなっている。この傾向は、一都三県でも同様と言える（表18）。振り込み型が減少している背景には、次の様な取り組みが効果を挙げているものと考えられる。

○ 店舗内ATMからの送金・振り込みに関しては、各金融機関では、

① ATM周辺での携帯電話・スマホの電波遮断

ex 千葉銀行 ATMを中心に二m程度の範囲で携帯電話が利用できない装置（通話抑止装置）を導入
 （平成二〇年） 一台一〇〇万円

名古屋銀行 電磁波シールド特性のある窓ガラスフィルムをATMのガラス面に施工することで、携帯電話の通話不能な環境を作り出す実験を
 愛知県警と共同で実施（平成二一年）

- ② フロアスタッフによる声掛け^⑥
- ③ 所轄署・交番からの早期臨場対応
- ④ ポスター掲示・ATM操作画面での警告
- ⑤ 自行・他行間決済時における振込口座の警察情報確認を実施^⑦
- 店舗外ATMにおける送金・振り込みに関する取り組み^⑧については、④が中心となるが、①及び防犯カメラの活用が求められる。特に防犯カメラに関しては、WEBカメラシステムの導入も考えられる。
共通して取れる措置としては、振込先に使用された口座番号宛の送金停止、突然活発に入金が増えた冬眠口座に対する確認措置等が考えられる。
- a コンビニ等の二四時間営業店舗内に設置されたATMからの送金・振り込みに関しては、コンビニ店員等に対する、振り込め詐欺を防止するための研修を実施する。
- b 声掛け方法等の研修を専任・アルバイト従業員に実施する。
これらの取り組みにより、結果的には、現金手渡し型及び現金送金型増加していることから、いわゆる「だまされた振り作戦」が各都道府県で実施され、「受け子」が被害者宅を訪れた際に、警察官が待ち伏せ、逮捕する一定の効果が上がっている。このことから、リスクを避けるために、被害者を呼び出し、駅頭等で待ち合わせをし、例えば「代理を名乗る」者に手渡させるといふ手口も増えてきている。また、待ち合わせた者と会っている時に、別の人物が登場し、現金の入った袋や鞆を「引ったくる」という巧妙な手口も登場するに至っている。手口の巧妙化は、年々進んでいるようにも思われる。

この様な中、現金送付型の利用も増えてきているのが、近年の傾向である。

振り込め詐欺警戒情報伝達の流れ

平日九時三〇分～一〇時 県警の振り込め詐欺対策本部から県警備業協会事務局（以下、協会）に「振り込め詐欺警戒情報（以下、「警戒情報」）を発信

← FAX送信

平日一〇～一一時 警戒情報を受信した協会から関係会員会社に対し、直ちに転送して伝達

← FAX・メール送信

情報を受信した関係会員会社は、独自の方法で「警戒重点地区（詐欺予兆電話等の多発地区）」等で業務に当たる警備（隊）員に対し、警戒情報を伝達

← 各社独自の方法で

警戒情報の伝達を受けた現場の警備（隊）員は、業務を通じて、「携帯電話やスマートフォンで通話しながらATMを操作し、または操作しようとしている高齢者」を発見した場合は、積極的に声掛けを行い、一一〇番通報して警察官に引き継ぐ

現金送金型への対応としては、

① 事業者による被害金の配達阻止

(表19) オレオレ詐欺の曜日別発生状況

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
神奈川県	件数	51	88	82	78	73	3	1
	割合	13.6	23.4	21.8	20.7	19.4	0.8	0.3
埼玉県	件数	60	78	89	96	104	1	
	割合	14.0	18.2	20.8	22.4	24.3	0.2	

(表20) オレオレ詐欺の時間別発生状況

		08:00～10:59	11:00～13:59	14:00～16:59	その他
神奈川県	件数	5	109	167	95
	割合	1.3	29.0	14.4	25.3
埼玉県	件数	18	161	172	77
	割合	4.2	37.6	40.2	18.0

特殊詐欺の被害金送付先として悪用された住所を警察庁のWEBサイトで公表し、郵便・宅配事業者に提供し、被害金の配達を阻止する。⁹⁾

- ② 依頼者に対する内容物の確認と送付目的の確認を実施する。
- ③ レターパック、宅配メールでは送金できないことを告知する。
- ④ 郵便・宅配事業者による従業員に対する振り込め詐欺を防止するための研修を実施する。

3) オレオレ詐欺の曜日別・時間別発生状況

埼玉県・神奈川県共に、火曜日～金曜日に発生していることが分かる。土曜日・日曜日に発生していない理由として、子供世帯等の高齢者以外の家族が在宅していたり、高齢者のみの世帯であっても子供等が訪ねてきている可能性が高いことから振り込め詐欺加害者が避けているとも考えられる。祝祭日も同様に発生件数が低い(表19)。発生時間帯で見ると、一一時～一四時、一四時～一七時の時間帯に埼玉県では、七七・八%が発生している。一四時～一七時に埼玉県で多く発生しているのは、若い世帯との同居している場合では、

幼稚園・保育園等から帰ってくる子供を出迎えるために屋外に出ていたり、夕食の買い物に出ていたりして高齢者のみになっていることから、その時間帯に着電（予兆電話を含む）が多いと考えられる（表20）。

特殊詐欺の犯罪者（グループ）も空き巣も確実に獲物（被害者や被害対象物）が狙いやすい状態にあることを事前に下見していることが多いことが予想される。

特殊詐欺の加害者に被害者になり得る世帯情報が提供されているが、その中には消費者詐欺の被害者情報（消費者詐欺の加害者が作成したもの）、世帯主やその子供や孫を含む個人情報、納税情報（かつて、各税務署では、納税者番付が公表されていたことが有り、この種の古い情報も集められている）、卒業（者）名簿、紳士録等がある。この世帯情報は、闇ルートで売買されているが、この情報に基づき、具体的な被害対象世帯を特定し、当該世帯の日常行動も調べられることがある。この際、利用される情報の一つとしてストリート・ビューの情報も考えられ得る。

この点に関し、『振り込め詐欺を防ぐための地域づくり』（拙稿日本法学七七卷三号・二〇一一・一二・二五）で取り扱った次の項目が、参考になると考えたので、一部掲載しておきたい。以下は、その内容である。

振り込め詐欺・ひったくり・空き巣の発生時間帯別認知件数

神奈川県調査では、一〇～一二時の時間帯が四五・四％と最も多く、次いで、一二～一四時が三〇・一％、八～一〇時が二〇・九％、一八～二〇時が二・八％の順で多かった。修正された空き巣の数値で見ると、一〇～一二時が一九・八％と最も多く、次いで、一二～一四時が一五・三％、一四～一六時が一五・二％、一六～一八時が一〇・三％の順であった。ひったくりは、二〇～二二時の時間帯が二〇・二％と最も多く、次いで、一八～二〇時の一五・五％、一二～一四時が一五・〇％の順であるとなっている。

しかしながら、六〇歳以上の被害者は、振り込め詐欺の七四％、ひったくりの三五％を占め停ることを考慮すると、ひったくりでは、一〇～一八時の時間帯に高齢者が狙われていると考えるのが妥当であろう。この時間帯は、修正された空き巣についても同様のことが指摘できる。

	0～2時	2～4時	4～6時	6～8時	8～10時	10～12時	12～14時
ひったくり	8.5	2.3	2.3	2.6	3.4	6.2	6.8
空き巣	0.2	0.04	0.02	0.1	0.3	0.7	0.5
(空き巣)	5.8	1.1	0.6	3.3	8.0	19.8	15.3
神奈川調査			0.0	0.3	20.9	45.4	30.1

	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時	不明
ひったくり	6.9	8.6	15.5	20.2	15.0	0.0
空き巣	0.5	0.4	0.4	0.3	0.1	96.4
(空き巣)	15.2	10.3	10.0	8.2	2.5	-
神奈川調査	12.1	12.1	12.8	12.4	※1.8	0.0

※ (空き巣) は、空き巣の総数から (不明) を引いた数値を分母にして計算した%

※ 1.8% は、22～4時までの認知件数の値である

5. 特殊詐欺、とりわけ振り込め詐欺を防止するための対策について

1) 各事業者が取り組むべきこと

金融機関

- ① 店舗内での取り組みについては、ATMエリアでのスマートホン・携帯電話の利用遮断を含む制限の強化
- ② フロアスタッフによる声掛け
- ③ 所轄署・交番からの早期臨場対応
- ④ ポスター掲示・ATM操作画面での警告
- ⑤ 自行・他行間決済時における振込口座の警察情報確認とを実施
- ⑥ 引き出し及び振り込み限度額の見直し
- ⑦ 店舗外に設置されたATM、及びATM（無人）における送金・振り込み時の防犯カメラの活用にも努める。
- ⑧ 預（貯）金小切手の利用を働きかけることも必要である。

コンビニ等

- ① コンビニ等の二四時間営業店舗内に設置されたATMからの送金・振り込みに関しては、コンビニ店員等に対する、振り込め詐欺を防止するための研修を実施する。
- ② 声掛け方法等の研修を専任・アルバイト従業員に実施する。
- ③ 被害対象年齢者のATM利用時の声掛け等の予防体制を取る。

- ④ 宅配便、レターパック利用者に対する注意喚起を行う。
 - ⑤ パチンコの景品に家庭用の電話機に簡単に取り付けられる「防犯用レコーダー」を加えてもらう。^⑩
- 郵便・宅配事業者

① 事業者による被害金の配達阻止

特殊詐欺の被害金送付先として悪用された住所を警察庁のWEBサイトで公表し、郵便・宅配事業者に提供し、被害金の配達を阻止する。

② 依頼者に対する内容物の確認と送付目的の確認を実施する。

③ レターパック、宅配メールでは送金できないことを告知する。

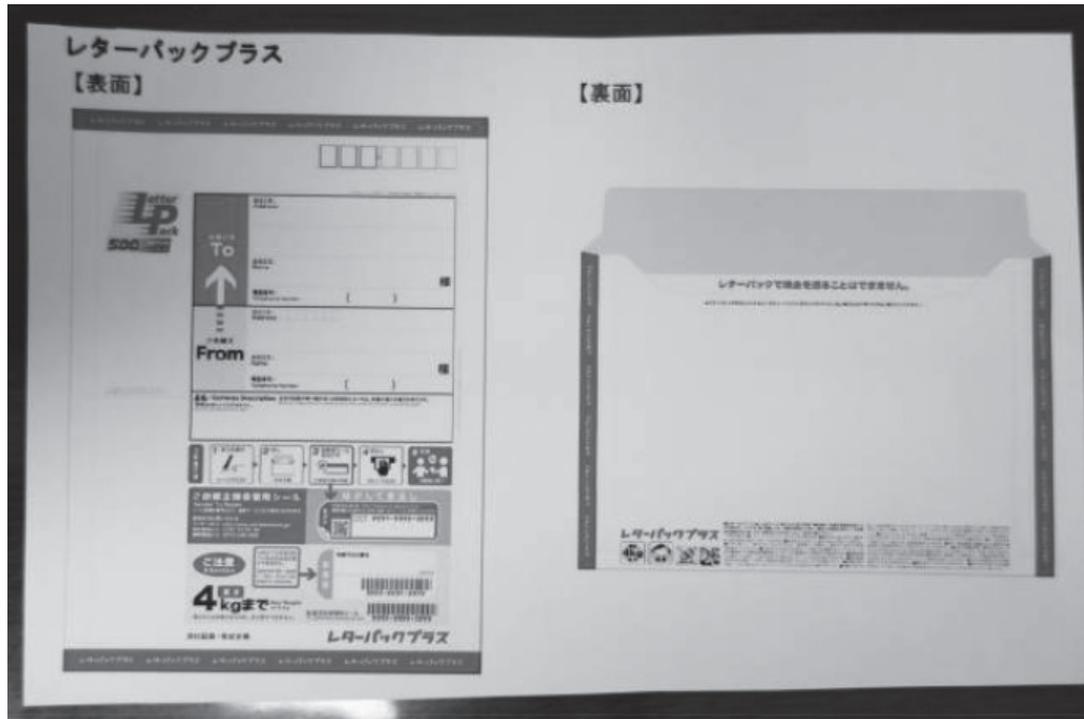
日本郵政グループでは、二〇一四年（平成二六年）七月三日のプレス・リリースで「ご注意ください！レターパックを使った詐欺犯罪が増えています【※「レターパックで現金を送れ」は全て詐欺です。】という注意喚起を行っている（写真1）^⑪。

なお、クロネコメール便は、二〇一五年（平成二七年）三月末でサービスを終了している。

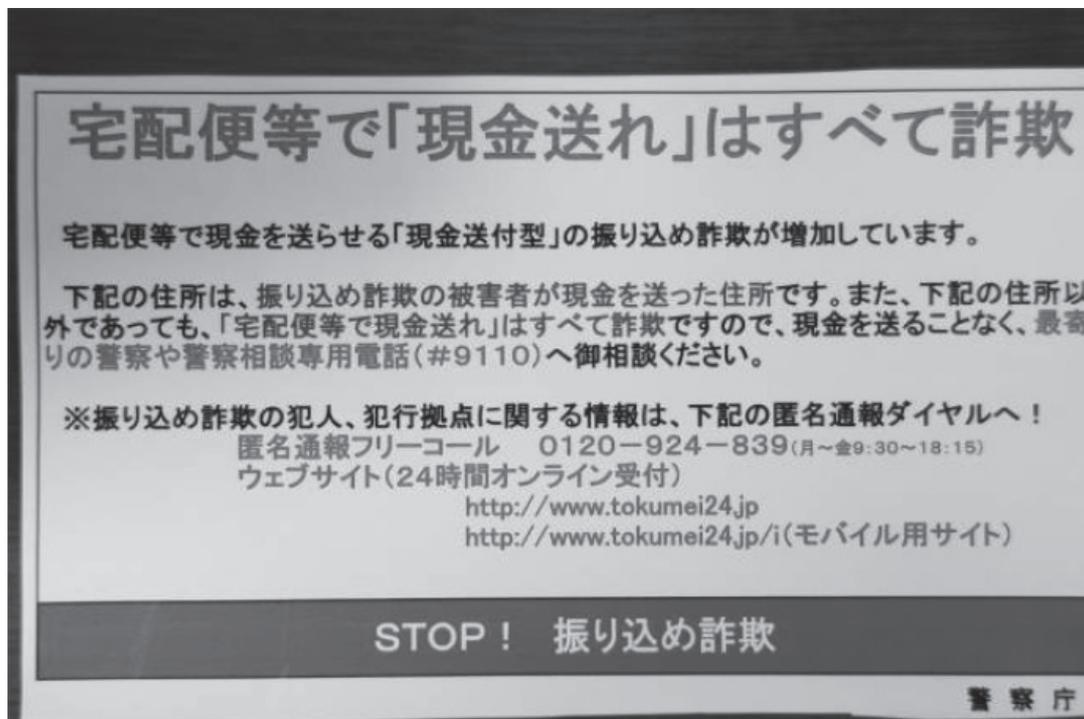
警察庁でも、「振り込め詐欺被害者が現金を送付した住所」についてホームページを通じて公表するほか、都道府県警察本部を通じて各地の中小の宅配事業者に対しても該当住所についてメールへの添付ファイルやファックス等で情報提供している（写真2）^⑫。

④ 郵便・宅配事業者による従業員に対する振り込め詐欺を防止するための研修を実施する。

(写真1) レターパックの見本



(写真2) 宅配便事業者への注意



電話事業者等

- ① 特殊詐欺被害者の所有する有線電話に着信することから、詐欺被害が発生することに鑑み、ナンバーディスプレイ装置・通話録音装置等の迷惑防止装置の機能が組み込まれるか、既存の機器への取り付けなどについて、加入している高齢者世帯（若い世帯と同居している場合も含む）に被害防止に関する情報提供をしてもらう（写真3・4）。
- ② 電話機器メーカーには、特殊詐欺防止に効果のある機能付き電話機開発・提供を進めてもらう。
- ③ NTT各社については、電話帳非掲載による被害防止効果についてのキャンペーンも各種媒体を通じて実施してもらおう。

- ④ 家電量販店・電気店等における電話機の展示・販売時に、振り込め詐欺対策に役立つ機能の紹介と利用・設定方法について説明してもらう¹³。

タクシー事業者

高齢者が、乗車後、携帯電話やスマートフォンで通話しながら、行き先を頻繁に変更したり、あるいは、携帯電話やスマートフォンをドライバーに渡し、「電話の指示に従って欲しい」等、その対応に不審な点があった場合に、振り込め詐欺の被害（者）の可能性を疑う等して、タクシードライバーが、声掛けができるように、声掛け方法等の研修を実施する。

客席側ドアや窓に、振り込め詐欺注意喚起のステッカーを貼ったり、助手席後部に防犯チラシ等を入れたポケットを設置し、広報・啓発に努める。

(写真3) ナンバーディスプレイ・通話録音付き電話の一例

振り込め詐欺だけでなく悪質商法などにも効果的です!

ナンバーディスプレイ ▼相手の電話番号が、電話に出る前にわかります
※電話番号表示にはナンバーディスプレイ対応の電話機が必要です
お問い合わせ：116 (NTT東日本)
※他社をご利用の場合は、ご利用の電話会社へお問い合わせください

電話機 ▼自動で相手に警告、通話を録音します
※ナンバーディスプレイ等の契約が必要な機能もありますので事前にご確認ください

SHARP「JD-AT80CL」 ※ファクシミリ機種もあります
お問い合わせ：03-5762-663-700
03-5762-550-194 (携帯電話の場合)

Panasonic「VE-GD24DL」 ※ファクシミリ機種もあります
お問い合わせ：0120-878-983

警告・通話録音装置 ▼現在ご使用の電話機に取り付けて

(写真4) 警告・通話録音装置、迷惑電話対策サービスの一例

警告・通話録音装置 ▼現在ご使用の電話機に取り付けて、自動で相手に警告、通話を録音します

LET'S corporation「振り込め詐欺見張り隊 新117」
※ナンバーディスプレイ等の契約が必要な機能もありますので事前にご確認ください
お問い合わせ：03-3546-0889 (代)

TOSHIBA「東芝通話レコーダー TY-REC1」
お問い合わせ：0120-28-0488

迷惑電話対策サービス ▼警察などからの情報で作成したブラックリストから迷惑電話を判定・お知らせします
※ナンバーディスプレイ等の契約が必要です

Y! mobile「迷惑電話チェッカー」
お問い合わせ：0570-039-151

KDDI「迷惑電話 光ってお知らせ」
お問い合わせ：0120-933-954

2) 各自治体・町内会・自治会・老人会等が取り組むべきこと

- ① 広報誌、ホームページ、地域のFM局やケーブルテレビ局、掲示版等の広報媒体を利用し、最新の各地域で発生している特殊詐欺に関する手口や被害状況について、情報を提供する。
- ② 高齢者福祉対策の重点施策の一つとして、見守り活動時に、被害防止に向けた声掛けを実施する。¹⁴⁾
- ③ 医療施設における広報の方法についても考慮する。
- ④ 中学・高校・大学等のサークルやクラブ、地域のNPO等の協力を得た活動を推進する。
- ⑤ 幼稚園児・小学生等との交流の機会をも活用する。
- ⑥ 埼玉県では、県民生活部防犯・交通安全課では、平成二七年度に振り込め詐欺被害の多かった川口・川越・越谷・上尾・春日部の五市を対象に詐欺防止通話装置一、〇〇〇台を無償で貸し出しているが、各都道府県でも同様の取り組みを実施している。

3) 警察が取り組むべきこと

最近の特殊詐欺被害の増加に対応するために、特殊詐欺事件の捜査では、末端被疑者の検挙のみならず、突き上げ捜査を通じた組織の壊滅が課題となっている。「だまされた振り作戦」を実施する場合でも、所轄単位で対応することが小規模庁では、専従スタッフを確保することができず、結果として犯人逮捕ができなかったケースもある。

これらの反省から、各都道府県本部に専従捜査班を置くのが一般的である。例えば、埼玉県警では二〇一四年（平成二六年）九月二二日に、刑事部や生活安全部の捜査員六〇人から成る「振り込め詐欺特別対策隊」を新設し、県内

の主要五警察署を拠点として、一班一〇人前後の専従捜査員体制で対応に当たってきた。二〇一五年（平成二十七年）四月一日には県警刑事部捜査二課に「特殊詐欺特別捜査隊」一〇五人体制で設置し、対応に当たらせている。この新組織は、前年九月に発足した「振り込め詐欺特別対策隊」を発展的に改組したものである。

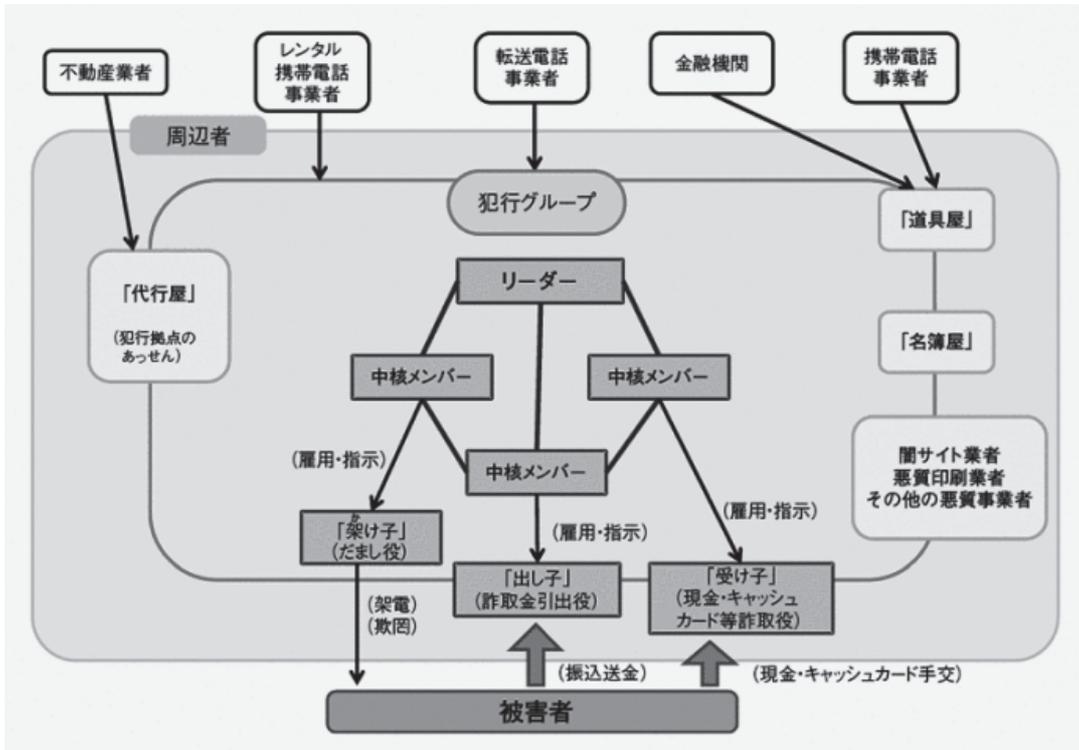
この特別捜査隊の中に、携帯電話やパソコンの解析を担当する解析担当班を設置し、従来「受け子」等の末端被疑者の検挙にとどまっていた対応から、特殊詐欺グループの犯行拠点を特定し、首謀者の検挙に向けた捜査態勢が取られている。

「手渡し型」の中には、他の都府県に被害者を呼び出し、そこに現れた「受け子」に渡させるという手口も利用することから、都道府県警の管轄権を超えて事件が発生することも有り、広域捜査の必要性と各都道府県警の連携のあり方が問題となる。管区警察局、及び警察庁主導の対応も必要となっている¹⁶。

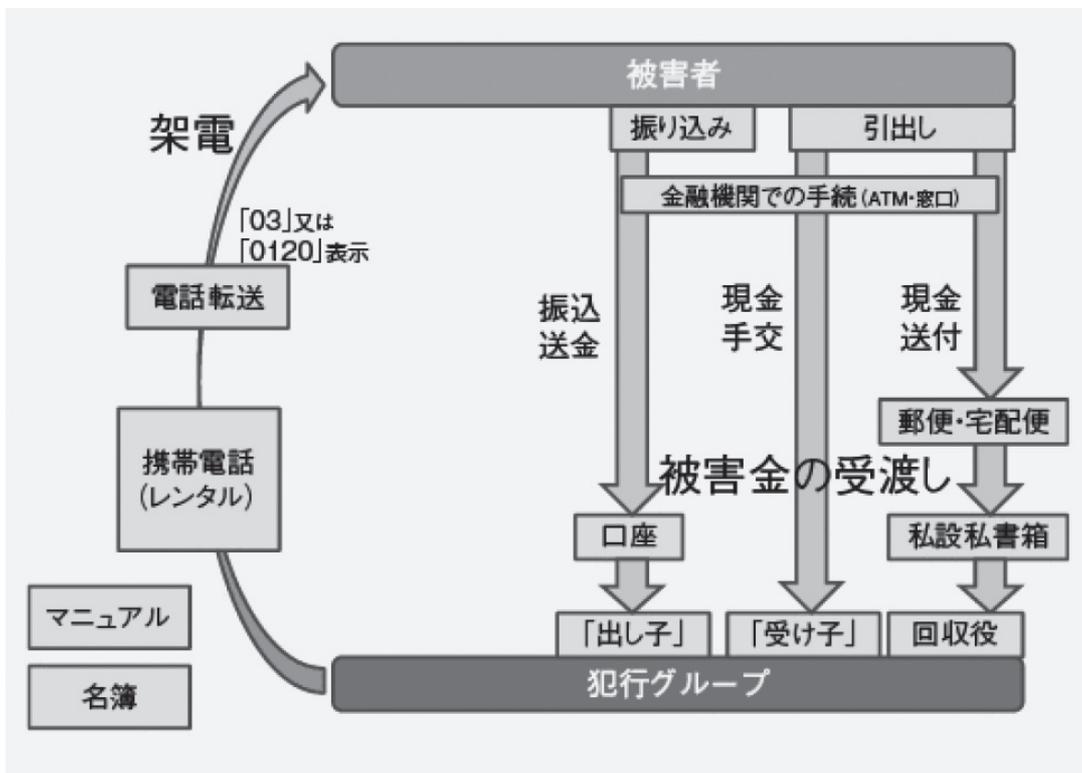
ところで、特殊詐欺の犯行グループは、リーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返し掛けて被害者をだます「架かけ子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等が役割を分担し、グループ内でも連絡の痕跡を残さないようにしているため、犯行グループ全体の解明が困難となっている。

また特殊詐欺の犯行には、犯行の態様に応じて様々なサービスが悪用されている。被害者への連絡手段として、電話転送サービスやレンタル携帯電話が悪用されるほか、被害金の受け渡しの手段として、郵便や宅配便、他人名義の預貯金口座、私設私書箱等が悪用されている。特に、「道具屋」等が特殊詐欺の犯行に悪用されることを承知で本人確認が不十分なまま契約された携帯電話や他人名義の預貯金口座を犯行グループに供給し、これらが犯行に悪用されていることが、被疑者の特定を困難にしている。

(図1) 犯行グループの構造



(図2) 特殊詐欺の犯行に悪用されている様々なサービス



振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について (尾田)

また、埼玉県警では、「振り込め詐欺被害防止協力事業者制度」を立ち上げ、被害者と接する機会がある事業者に協力を求め、賛同を得た事業者を「振り込め詐欺被害防止事業者」に指定し、それぞれの事業内容に即した活動の実施を求めている。二〇一五年（平成二十七年）七月末現在三、二五六事業者が指定受けている。¹⁷この一環として、在宅介護サービスを提供しているニチイ学館に対して、「振り込め詐欺被害防止事業者」証を交付し、利用者等に対する注意喚起と、被害が疑われる場合には、警察への通報・援助を求めることを内容とした協定を二〇一五年（平成二十七年）七月二四日に締結している。

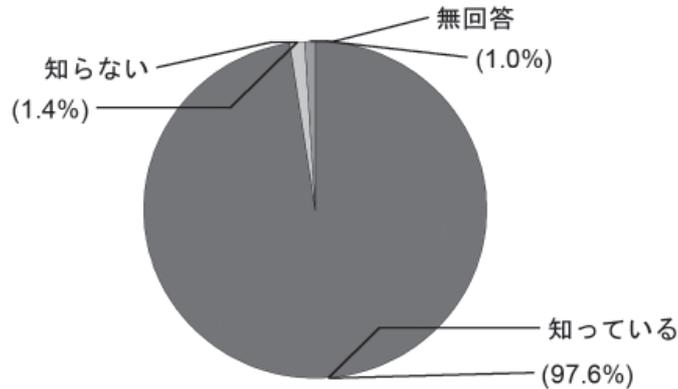
警視庁では、前掲（6）でも取り上げた女性警察OBの「警視庁犯罪抑止アドバイザー」による金融機関窓口支援活動の他、「高齢者宅訪問活動」を行っている。埼玉県警でも、二〇一五年（平成二十七年）度から警察官OBから成る「振り込め詐欺抑止対策員」制度を新設し、一四人を先ず重点署に配置している。また、不審電話が多い地域に注意喚起の電話を掛けるオペレーターを一三人から二六人に倍増し対応に当たっている。

この様に、警察では様々なサービスが悪用されていることから、接触が考えられる業態の各事業者との間で被害防止に向けた協力体制を構築することに努めている。

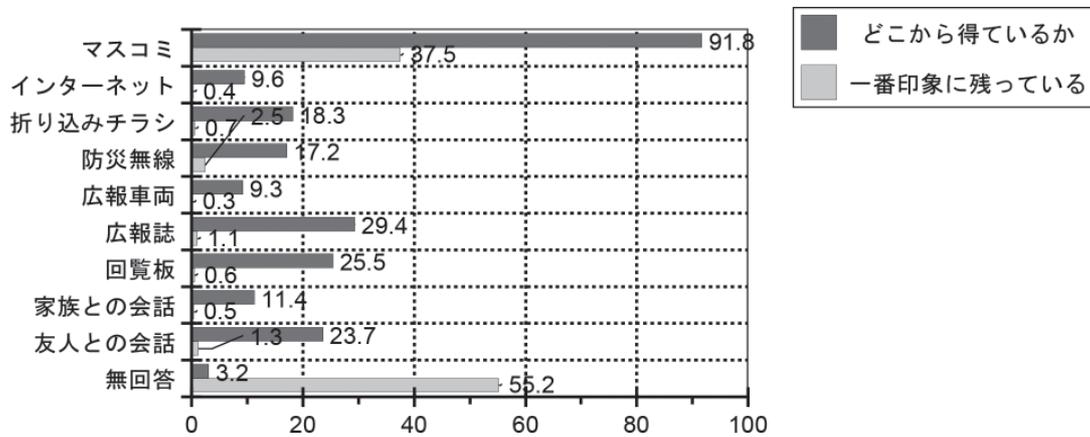
各都道府県や自治体、警視庁や道府県本部、関係事業者団体、及び民間団体等が「特殊詐欺撲滅官民共同会議」を設立している。

二〇一四年（平成二十六年）一月七日に、「埼玉県特殊詐欺撲滅官民合同会議」が創設され、二〇一五年「平成二十七年」七月末現在、三、二五六事業者が「振り込め詐欺被害防止協力事業者」として埼玉県・県警から指定されている。さらに、八月八日には、埼玉県電機商業組合、家電量販店、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会及び公益社団法

(表21) 「振り込め詐欺」についての認識



(表22) 情報の入手先



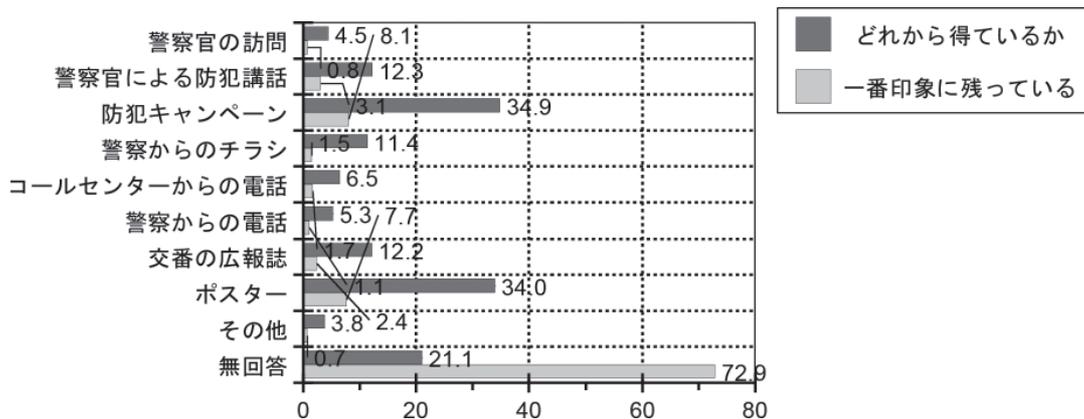
人全日本不動産協会埼玉県本部等と間で「振り込め詐欺被害防止のための連携・協力に関する協定」が締結され、振り込め詐欺防止に向けた様々な活動が展開されている¹⁸⁾。

しかしながら、基本は、ターゲットになる個人、とりわけ高齢者自身が、如何に詐欺被害に遭わないように考え・行動するかにあると思われる。

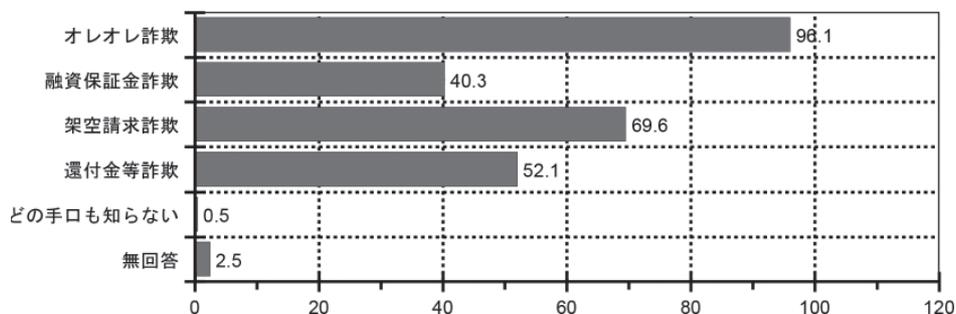
4) 各個人、特に高齢者自身が取り組むべきこと

各種アンケートによると、特殊詐欺、特に振り込め詐欺・還付金詐欺等に対する認知度は比較的高いが、平成二六年四月に公表された埼玉県警の『振り込め詐欺に関する意識調査報告書(以下、埼玉県警調査)¹⁹⁾』でも九七・六%が「知っている」と回答している(表21)。

(表23) 警察からの情報



(表24) 知っている手口



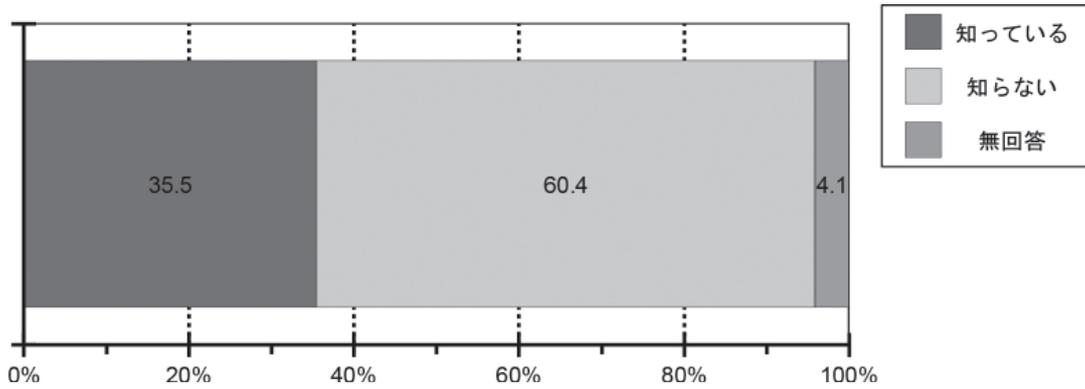
情報入手方法については、一般的には、マスコミ、広報誌、回覧板の順で多いが、その情報が、「印象に残っている」かについては、マスコミが三七・五%である以外は、防災無線からが二・五%で、その他はほとんどが一%未満である(表22)。

警察からの情報については、防犯キャンペーンが三四・九%、ポスターが三四・〇%で、その情報が、「印象に残っている」かについては、それぞれ八・一%、七・七%と高く、「警察官による防犯講話」が三・一%、その他は比較的印象が薄い結果となっている(表23)。

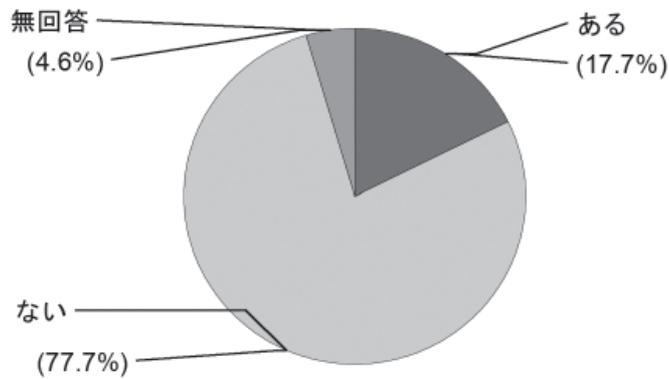
交番の警察官は、一日二回は受け持ち地域を二回巡回することになっていることから、高齢者世帯に対しては丁寧な声掛けをしながら、手作りの地域防犯情報、特に高齢者が狙われる振込詐欺・ひったくり・空き巣情報等、を手渡し、注意喚起することが望まれる。

特殊詐欺の手口についても、振り込め詐欺については、周知されているように思える。埼玉県警調査でも、

(表25) コールセンターからの電話の認知度



(表26) コールセンターからの電話の経験



振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について (尾田)

オレオレ詐欺については九六・一%が、還付金等詐欺でも五二・一%が、知っていると回答している (表24)。

振り込め詐欺でよく使われる言葉、被害に遭わない対策等については、「知っている」とする者が多いが、特に、振り込め詐欺対策に繋がる電話設定に関しては、その機能や必要性・有効性については知っているが「していない」が、埼玉県警調査では三三・三%と比較的多い。

埼玉県警では、「振り込め詐欺被害防止コールセンター」を設置し、注意喚起の電話をしているが、そのことについて「知らない」とする者が六〇・四%と「知っている」の一・七倍と高い割合を占めている (表25)。また、コールセンターからの電話を受けた「経験がある」者の割合は一七・七%で「経験が無い」者は四・四倍の七七・六%であった (表26)。

埼玉県警が実施している「振り込め詐欺被害防止コールセンター」事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特別基金⁽²⁰⁾からの補助金を得て、二〇一〇年(平成二二年)にスタートし、運営されていたが、二〇一四年(平成二六年)三月末で国からの補助金が打ち切られたが、埼玉県からの予算措置を受けて、平成二八年三月三十一日までの運営が継続されている。⁽²¹⁾

埼玉県警調査では、振り込め詐欺の電話を受けた経験ある者の割合は、一九・八%で、被害経験のある者に対して「すぐ気がついた」は七三・八%であったが、「被害に遭った」者が五・一%もいた。

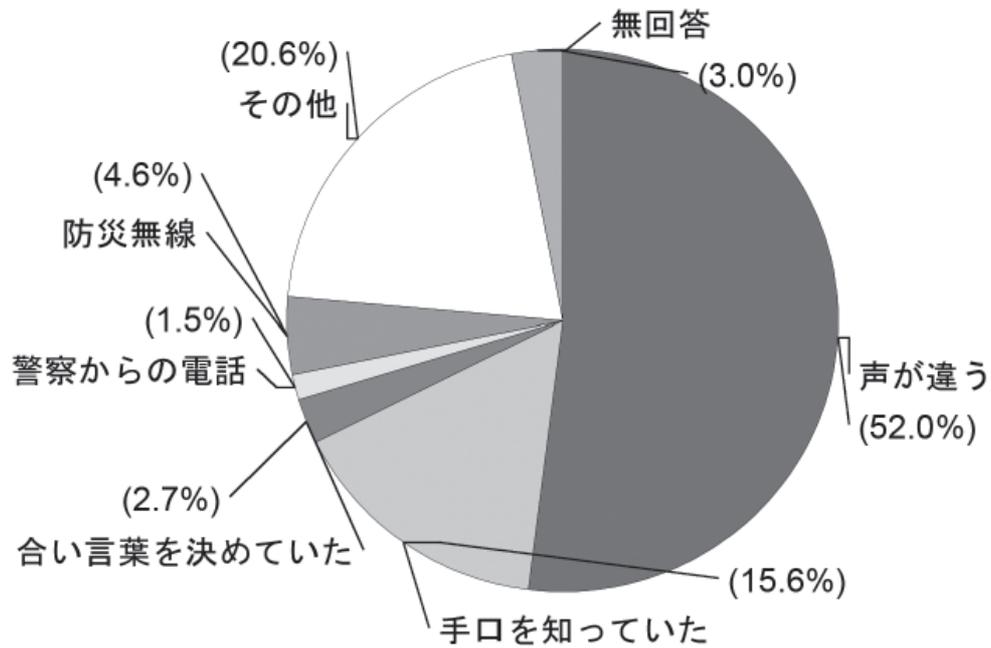
「すぐ気がついた」と答えた者に、その理由を尋ねると、「声が違う」が五二・〇%、「手口を知っていた」が一五・六%の順で多かった(表27)。

「被害に遭ってしまった」と答えた者にその理由を尋ねると、「息子の名前で信用した」が二四・一%、「気が動転して」が二〇・四%、「息子の声に似ていた」が一四・八%で、この三つを合わせると五九・三%と、振り込め詐欺に関する情報を例え知っていたとしても、正常な判断ができなくなる心理状態に陥ってしまうことが伺える。

特にこの傾向は、女性の被害者に顕著な傾向として見られる。「子供のため」「子供から頼られている嬉しさ」から、息子や孫、可愛い娘婿を助きたい一心から『愛情フィルター』という『遮断スイッチ』が入ることによって、周りが見えなくなると同時に周囲からの声を受け付けなくなり、正常な判断ができなくなる、というメカニズムが働いていると考えられる(図3)⁽²²⁾。いわゆる『親心スイッチ』とでも言えようか。

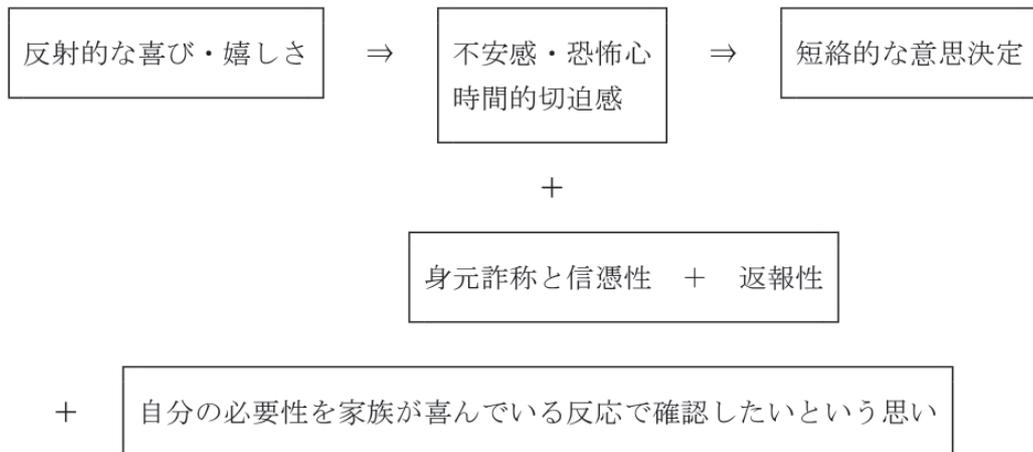
振り込め詐欺、とりわけオレオレ詐欺における加害者の欺罔行為と被害者の心理状況については、「説得的コミュニケーション⁽²³⁾」や「社会的影響⁽²⁴⁾」という分野で研究がなされてきている。被害者が予兆電話によって「身内のトラブ

(表27) 振り込め詐欺の電話と気付いた理由



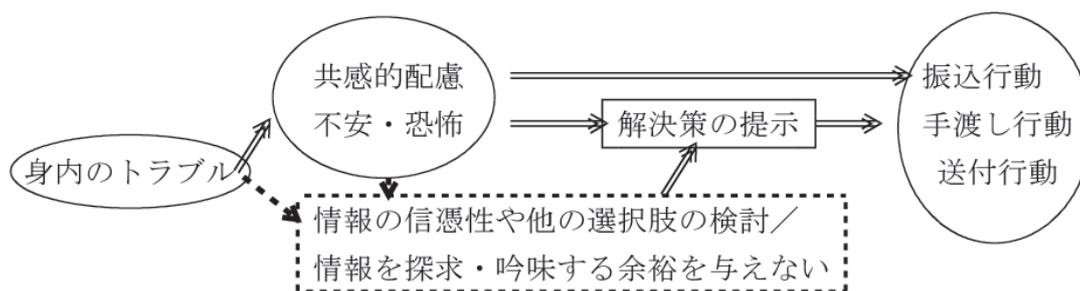
(図3) 遮断スイッチが入るメカニズム

振り込め詐欺に関する知識があったとしても、予兆電話を受けてしまうと、息子や孫等の肉親が「予期せぬトラブル」によって、脅威にさらされていて、適切な対処が緊急に必要とされているとの情報に接すると、



一度「短絡的な意思決定」をしてしまうと、周囲の声が聞こえなくなる遮断スイッチが入ってしまう。

(図4) オレオレ詐欺時における被害者の意思決定過程



ル」を知らされ、短絡的意思決定をする場合には、次の様な要因が考えられる。電話の「架け子」は、被害者(世帯)情報に基づき、被害者が同居の家族、とりわけ若い世帯との間で情報確認ができない状況下を利用し、解決策を取るまでに時間的な余裕を与えないで、被害者が取るべき対応策を示し、行動させている(図4)。この流れに、予兆電話の信憑性を付加させる仕掛けが加わると、振り込め詐欺に関する知識が例えあったとしても情報の真偽に関する判断、すなわち「熟慮的判断」ができなくなってしまうようである⁽²⁵⁾。そこで、必要な対策としては、電話、とりわけスマートフォンや携帯電話から着信することがほとんどであることを考えると、

- ① 着信時点で、受話器を取り上げる前に、振り込め詐欺など特殊詐欺に利用されたナンバーからの着信を拒絶する機器を電話機に取り付ける。
 - ② ナンバーディスプレイの表示設定や着信時の非通知設定・迷惑防止装置機能の有効にしておく。
 - ③ 録音機能(通話中に録音することも含め)を使用する。
- これらの対応が容易にできうるように、電話機器メーカーでは商品開発に努め、家電量販店や電気店等の電話機販売事業者は、特殊詐欺の防止に効果がある機能の説明と同時にその設定を顧客サービスの一環としても実施することが重要である。
- 次いで、一人ひとりが対応する場合に重要なことは、すぐに反応・対応しないで、間を

置くことである。

- ① 誰からの電話か確認できない（着電した者の氏名が表示されない）電話には出ない。
- ② 知っている（事前登録してある）電話番号に確認の電話をする。
- ③ 若い世帯と同居している場合や配偶者がいる場合には、必ず電話の内容について報告・連絡・相談をする。自分ひとりでは決めない・判断しないことが重要である。
- ④ 相談相手がいない時は、#九一一〇（警察安全相談）に相談することが望ましい。
- ⑤ 普段から、振り込め詐欺を身近な存在として認識し、身近な人々と情報交換したり、対策について話し合っておくことが求められる。

そして、何よりも普段から家族とはどんな些細なことも話し合えるようにしておくことが必要であるし、同居していなければ、頻繁に電話連絡を取り合い、それぞれの家族の情報を共有しておくことが望ましい。

また、高齢者の独居世帯・高齢者のみの世帯が被害者として選択されており、社会・経済的な情報を加味した個人情報流通していることから、「振り込め詐欺被害防止コールセンター」からの電話連絡や交番・警察署からの防犯連絡が重要な抑止効果を生むものと考えられる。

警察・自治体・関係業界団体・ボランティア団体・地域住民が連携したセーフティネットを構築することと、家庭内でのセーフティネットの構築が求められる。

追記

脱稿後に警察庁から二七年中の特殊詐欺認知・検挙状況が発表された。これによると、認知件数は、前年比四三六件増の一三、八二八件、被害額は、前年比八八・七億円減の四七六・八億円であったが、首都圏一都三県では、認知件数・被害額共に大幅に減少したが、地方大都市圏の大阪、岡山、福岡などで増加している。この背景には、一都三県における官民の取り組み強化が功を奏しているものと思われるが、今後は取り組み体制が弱い地方での被害の拡大が予想されることから、取り組み強化と先進地域からのノウハウの提供が求められる。

- (1) この三つの法律の概要に関しては、拙稿「振り込め詐欺を防ぐための地域づくり」第五章『振り込め詐欺に関する法律の概要』で詳述しているので、参照されたい。(日本法学七七卷二号・一〇三頁～一〇七頁)
- (2) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.files/Page303.html
- (3) <http://furikomesagi.dic.go.jp/>
- (4) 前掲、拙稿・注(1) 参照
- (5) 拙稿「高齢者による万引きの防止に向けた一考察」第三章『高齢者のおかれている現状』で取り上げている警視庁が実施した「身近な犯罪の防止と規範意識の向上」に関する調査における「万引きの原因」に関する回答に示された内容とも符合するものがある。(日本法学八〇卷二号・一五八頁～一六〇頁)
- (6) 各金融機関では、フロアスタッフ以外に、振り込め詐欺に対応するための専門スタッフを配置しているケースもある。例えば、りそな銀行では、お客様サービス課のマネージャーがその任に当たっている。また、警視庁は二〇一五年(平成二七年)四月から、元女性警察官一四人を犯罪抑止アドバイザーとして委嘱し、金融機関の店舗に派遣し、犯罪に巻き込まれた疑いのある高齢者に声を掛ける取り組みを始めた。被害者に女性が多いため、話し掛けやすいようメンバーは全員女性で、それ

それぞれ一日数店舗を回る。高齢者が慌てて現金を引き出そうとしているといった「兆し」があれば話を聴き、必要なら警察に通報する。

(7) 警察庁では、振り込め詐欺の振込先として使用された預(貯)金の口座番号に関して、全銀協からは加盟傘下の金融機関に、各都道府県本部からはそれぞれの地域の金融機関に対して口座情報を提供し、被害の防止に努めている。

(8) 埼玉県警は、二〇一五年(平成二十七年)二月二三日に、埼玉県警備業協会と提携し、振り込め詐欺電話の手口や地域別発生状況をATM業務を担当している警備員に毎日連絡し、水際での被害補防止に向けた取り組みを始めた。金融機関の店舗外のATM設置箇所として、スーパーマーケットやコンビニエンスショップも多いことから、各店舗における通常警備も兼ね、またATMの保守点検と現金の補充・管理を通常は、警備会社が業務受託していることから、これらの業務で担当するATMに警備員が立ち寄った際、被害者に対する声掛けや保護に当たるのが狙いである。図は、(社)埼玉県警備業協会報告資料参照

(9) 例えば、埼玉県警では、県内の宅配事業者に振り込め詐欺に送付先住所として利用された前日分の住所情報をFAXやメールへの添付ファイルで翌朝提供し、宅配便ドライバーが配達先確認時に利用できるようにしている。

(10) 二〇一五年(平成二十七年)九月四日、埼玉県警所沢署では、市内のパチンコ店二三箇所全店で、景品に東芝製の防犯用レコーダーを加えることにした。所沢地区遊戯防犯協力会が「振り込め詐欺被害防止協力事業者」の認定証を受けたことがきっかけで、各店で先ず三台ずつ景品として置くことにしているとのことである。

(11) http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2014/00_honsha/0703_01_01.pdf

(12) https://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf

(13) 例えば、二〇一五年(平成二十七年)六月五日に「振り込め詐欺被害防止協力事業者」となった(株)でんきちでは、「電話を取らせない対策」として、①自動応答録音装置等の防犯機器の設置促進、②お客様に対する防犯機器の説明、③特殊詐欺被害防止のための広報、を実施している。その結果として、防犯機器の販売台数が、五月を一〇〇とすると九月には一三六に増加している。

(14) 「お達者訪問フォローアップ大作戦」として、埼玉県では、民生委員等と連携して、県内の高齢者世帯を訪問し、振り込め詐欺に対する被害防止を呼びかけている。

(15) 貸し出し対象機器は、警視庁が名古屋市通信機器メーカー「レッツ」と共同開発した装置の後継機種「振り込め詐欺見張隊新一一七（いいな）」で、電話の呼び出し音の前に「振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスが流れる仕組みになっていて、最大二、〇〇〇件、六〇時間分が録音でき、赤いボタンを押すと予め登録した親類等四箇所に自動通報ができる機能がついている。

警視庁では、「振り込め詐欺見張隊」の設置世帯を最寄の所轄署で受付、対応している。

(16) 全国的な取り組みについては、金高雅仁「特殊詐欺と治安に関する一考察」警察学論集六六卷八号（平成二二五年八月一〇日）一～一五頁に、増え続ける特殊詐欺に対応する為に、警察は何をしなければならぬかについては、河合潔「特殊詐欺への対処」警察学論集六六卷八号一六～三一頁を参照されたい。

(17) <http://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0010/kurashi/kyouryokujigyousya.html>

(18) 具体的には、埼玉県電機商業組合に加入する県内の家電小売店が高齢者世帯を訪問して、留守番電話等の設定サポートや振り込め詐欺対策機器のPRなどを実施し、家電量販店（イオン、ヤマダ電機、でんきち等）の協力により、県内各店舗で振り込め詐欺対策機器の普及促進をPRし、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部、公益社団法人不動産保証協会埼玉県本部各協会に加入する県内不動産業者の協力により、不審な人物が多数出入りしている賃貸マンションやオフィスなど振り込め詐欺の犯行拠点等に関する情報提供を受けたり被害防止の広報・啓発を実施することが、その内容となっている。

(19) 『振り込め詐欺に関する意識調査』は、平成二二五年九月一日から平成二二六年一月三十一日の間、自治体等が主催する高齢者が多く集まる講座やイベントに参加した県民を対象に調査員が質問内容や回答方法を説明し、一斉に回答してもらう方法で実施したものである。対象者の抽出に関し層化二段無作為抽出方法は採用していない。回答者は、五、二八二名で、男性五〇・五％、女性四九・一％、無回答〇・四％であった。また六〇歳以上が七五・二％と年齢バランスに統計調査としては、問題のある抽出方法であると思われる。今後調査する際には、数値結果に信頼性が担保されるよう注意を払う必要がある。

(20) この基金は、失業者の雇用を確保するため、二〇〇八年（平成二〇年）、国が都道府県に交付金を出して設立され、二〇一三年（平成二五年）度は、総額約一、五〇〇億円で、防犯などの分野で雇用機会を作る「重点分野雇用創出事業」や、東日本大震災の被災者の生活安定を図る「震災等緊急雇用対応事業（被災地県限定）」など五事業に、都道府県から補助金が出た。二〇一五年（平成二七年）は、「重点分野雇用創出事業」が廃止され、人材育成を図る「地域人づくり事業」が新たに加わった。

(21) 「雇用創出事業臨時特別基金」を得て、「振り込め詐欺被害防止コールセンター事業」を実施していた一都三県（警視庁神奈川・埼玉・千葉各県警）の内、神奈川県警は、補助金の打ち切りに対応して県等自治体の予算を確保することができず、平成二七年度は本事業を継続実施していない。

(22) この図は、池田宏「振り込め詐欺対策の現状と被害予防対策」被害者研究二三号（平成二五年）一一四頁に掲載されている「被害者の意思形成過程の一例」に、筆者が加筆したものである。「遮断」に関しては、池田謙一「緊急時の情報処理」東大出版会（昭和六一年）九九頁〜一〇一頁参照

(23) 例えば、深田博巳「説得心理学ハンドブック」説得コミュニケーション研究の最前線」北大路書房二〇〇二年、今井芳昭「信頼と説得の心理学―人は他者にどう影響を与えるか」セレクション社会心理学一〇二二〇〇六年サイエンス社

(24) Ciardini・R 「影響力の武器」誠信書房二〇〇六年

(25) <http://www.caa.go.jp/seikatsu/keizajikken/nou3-1.pdf>

【作成・引用した統計資料の出典】

表 (1) (2) (3) は、「特殊詐欺の認知・検挙状況等について（平成二七年一〜七月）」（警察庁）を利用し、筆者が作成。

表 (4) (5) (6) (7) (8) (9) (15) (16) は、警察庁の公表資料を基に筆者が作成。

表 (10) (11) (12) (13) (14) は、埼玉県警から資料提供を受け、筆者が作成。

表 (17) 掲載金融機関の資料を用いて、筆者が作成。

表 (18) (19) (20) は、各都県の警察からの資料を基に筆者が作成。

振り込め詐欺の防止に向けた官民共同対策について（尾田）

- 表（21）（20）（23）（24）（25）（26）（27）は、「振り込め詐欺に関する意識調査報告書」を基に筆者が作成。
- 写真（1）（2）（3）（4）は、埼玉県警のパンフレットから該当部分を筆者が撮影
- 図（1）（2）は、警察白書（平成二六年版）から引用
- 図（3）は、前掲（22）
- 図（4）は、前掲（25）五一頁から引用